

～「お客さまにわかりやすく、安心感のある商品」の充実に向けて～

## 「重度がん保険金前払特約」を取扱い開始

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2010年9月27日から、重度のがんとなつた場合に、死亡保険金の前払請求をすることができる「重度がん保険金前払特約」の取扱いを開始します。

「重度がん保険金前払特約」は、重度のがんで標準的な治療をすべて受けたが効果がなかった場合などに、余命を問わずに、死亡保険金を前払請求することができる特約で、長期にわたる闘病生活や緩和ケアなどの経済的負担に特約保険金をお役立ていただけます。

なお、本特約の「保険料は無料」で、特約を付加する際に「診査や告知は不要」です。また、本特約の付加対象商品にご加入のお客さまには、担当営業職員（MYライフプランアドバイザー）が定期的かつ能動的なアフターサービス活動である「安心サービス活動」を通じてご案内する予定です。

今後も引き続き、「お客さまにわかりやすく、安心感のある商品」のいっそうの充実に努めて取り組んでまいります。

### 「重度がん保険金前払特約」の主な内容

1

#### 重度のがんで標準的な治療をすべて受けたが効果がなかった場合などに、余命を問わずに、死亡保険金の前払請求をすることができます

- がん治療においては、主治医が患者に対して、診療ガイドライン（※）などの標準的な治療指針にもとづく治療の内容やその効果などについて説明を行ない、相談しながら治療を進めることが一般化されていることをふまえ、こうした実態にあわせ、わかりやすい支払事由としています。
- 余命6ヵ月以内と医師に診断された場合に死亡保険金を前払請求いただける「リビング・ニーズ特約」とは別に、余命を問わずにご請求が可能です。

2

#### 最高3,000万円までの範囲で死亡保険金を前払請求いただけます

- 長期にわたる闘病生活や緩和ケアなどの経済的負担に対してお役立ていただくため、「リビング・ニーズ特約」による特約保険金とは別に最高3,000万円までの範囲で死亡保険金の前払請求をすることができます（指定した保険金額に対する3年分の利息と保険料相当額を控除した金額をお支払いします）。

3

#### リビング・ニーズ特約と同じく「保険料は無料」でご提供し、特約を付加する際の「診査や告知は不要」です

- お客さまの健康状態にかかわらず、ご加入のご契約に「リビング・ニーズ特約」が付加できる場合には、本特約を付加いただけます。

(※) がんの種類、進行状況などに応じた標準的な治療を、がん診療の指針として、がんの専門学会などがまとめたもので、胃がん、大腸がん、乳がん、肺がんなどについて作成されています（2010年8月現在）。

# 1. 開発の背景

がんの患者数は年々増加していますが、近年は標準的な治療法の確立もあり、がんが早期に発見された場合は治る可能性が高まっている一方で、がんが転移・再発するなど進行した場合においては、治すことが難しいとされています。

## <データ①参照>

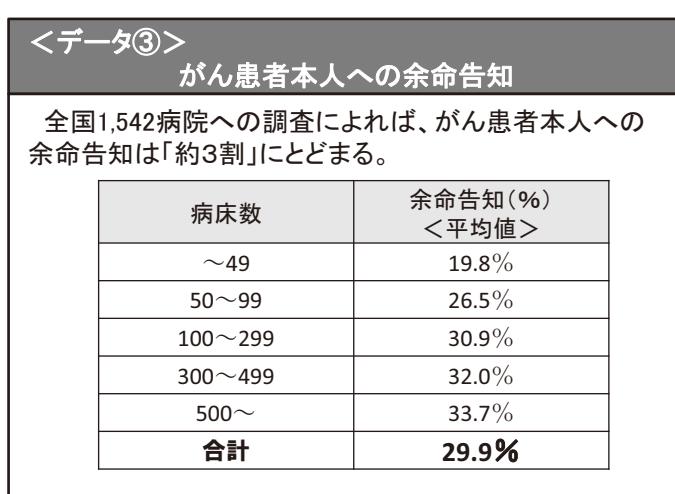
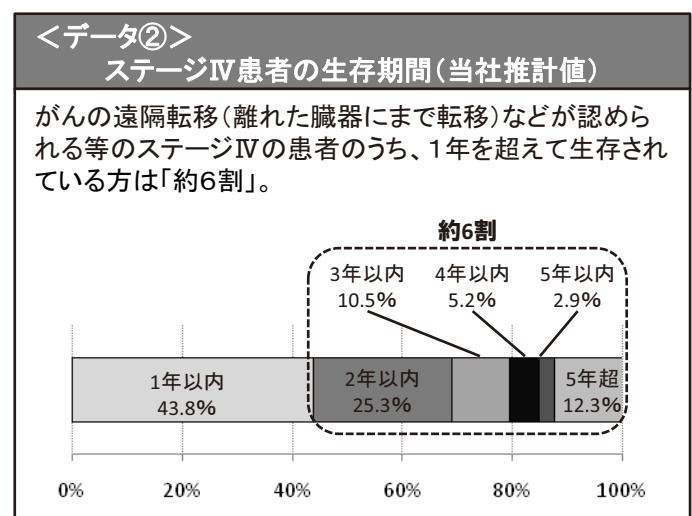
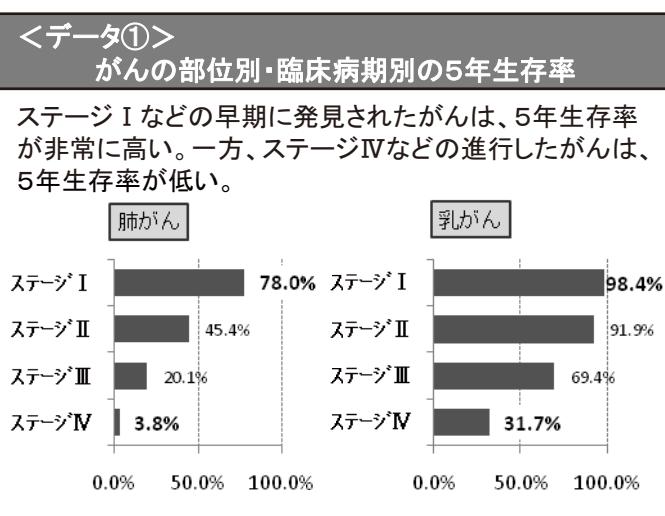
また、がんが進行した場合においては、1年を超えて長期にわたり闘病されるケースが多く<データ②参照>、がん患者の多くが生活費や医療費などの経済的な負担を感じており、特に闘病が長引くほどその負担も大きくなります。

当社は、余命6ヶ月以内と医師に診断された場合に死亡保険金を前払いする「リビング・ニーズ特約」をご提供していますが、がんとの長期にわたる闘病にともなう経済的負担にまで対応できていませんでした。

また、がん患者本人への余命告知は「約3割」にとどまる現状から、「リビング・ニーズ特約」の利用には制限もあります。

## <データ③参照>

「重度がん保険金前払特約」の取扱い開始により、重度のがん患者に対して、「リビング・ニーズ特約」の支払事由に該当するよりも前の段階で、余命に関わらず、死亡保険金の前払請求をすることができ、重度のがんによる生活費や医療費などの経済的負担に対して、よりお役立ていただけます。



出典:厚生労働科学研究費補助金 医療安全・医療技術評価総合研究事業  
「終末期医療の質の向上に関する研究」(2008年3月)

## 2. 「重度がん保険金前払特約」の商品概要

### (1) 支払事由

被保険者が所定の悪性新生物(がん)(注1)と診断確定され、特約保険金請求の際に、次のいずれかに該当する  
と医師に診断されているとき

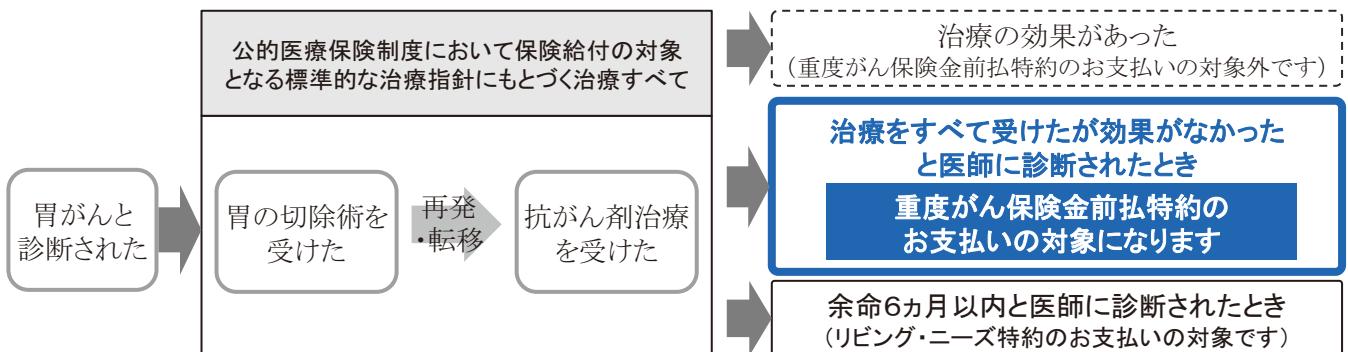
1. 治療(注2)をすべて受けたが、効果(注3)がなかった
2. 被保険者の身体的状態では、いかなる治療も受けられる見込みがない
3. 効果が期待できる治療がない

(注1)非浸潤性の悪性新生物、上皮内新生物、皮膚がんはお支払いの対象ではありません(ただし、皮膚の悪性黒色腫はお支払いの対象となります)。

(注2)「治療」とは、公的医療保険制度において保険給付の対象となる治療のうち、日本で一般に開示されている標準的な治療の指針(「診療ガイドライン」など)にもとづく治療をいいます。そのような指針がない場合は、医師が有効と認めた治療をいいます。ただし、いずれの場合も、治癒を目的としない、痛みを和らげることなどを目的とした「対症療法」は除きます。

(注3)「効果」とは、悪性新生物が縮小すること(腫瘍縮小効果)をいいます。ただし、腫瘍縮小効果で判定できない白血病などは、それ以外の評価方法により判定します。また、腫瘍縮小効果のほかに効果を判定できる評価方法が標準的となった場合、その評価方法により判定することができます。

### <支払対象となる状態のイメージ(胃がんの場合)>

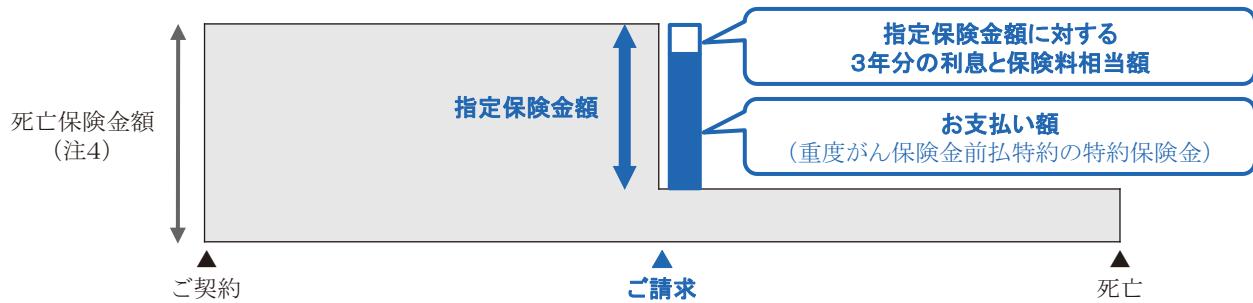


### <参考>お支払い事例

支払対象となる状態	・肺がんになったが、他の疾患などで重度の臓器障害があるために、がんに対するいかなる治療も受けることができない場合	→ 「被保険者の身体的状態では、いかなる治療も受けられる見込みがない」状態に該当するため、 <b>お支払いの対象です</b>
支払対象外の状態	・放射線治療を受け、効果がなかったが、今後抗がん剤治療を受ける予定がある場合  ・胃がんで、胃を全部摘出し、がんが認められなくなった場合  ・抗がん剤治療を受け、がんが縮小した場合	→ 他の治療が残っているため、 <b>お支払いの対象外です</b>  → 治療の効果が認められている間は、 <b>お支払いの対象外です</b>

## (2)支払金額等

「指定保険金額」(注1、2)から「指定保険金額に対する3年分の利息と保険料相当額」を控除した金額を特約保険金としてお支払いします(注3)



(注1)「指定保険金額」は、対象となる死亡保険金額の範囲内、かつ、3,000万円以内で設定できます。ただし、特約保険金の請求日から起算して「3年以内」に保険期間が満了する特約の死亡保険金額は、原則として対象になりません(特約が更新されるときは対象になります)。

(注2)複数の主契約に重度がん保険金前払特約が付加されている場合、同一被保険者の指定保険金額を通算して3,000万円を超えるときは、その超える部分については特約保険金をお支払いできません。

(注3)重度がん保険金前払特約の特約保険金のお支払いは、1契約について1回限りです。

(注4)死亡保険金額の一部をご請求いただく場合は、指定保険金額分減額されたものとして取扱います。また、死亡保険金額の全部をご請求いただく場合は、原則としてご契約は請求時にさかのぼって消滅します。

## 3. 既契約のお客さまへのご案内

担当営業職員(MYライフプランアドバイザー)が定期的かつ能動的なアフターサービス活動である「安心サービス活動」を通じて、本特約の付加対象となる保険種類にご加入のお客さまにご案内する予定です。

なお、本特約は2010年10月2日以降、「保険料は無料」で、「診査や告知をいただくことなく」既契約にも付加することができます。したがって、既に支払事由に該当している場合でも、特約を付加することが可能です(注)。

(注) 特約保険金の請求日から起算して「3年以内」に保険期間が満了する特約の死亡保険金額は、原則として対象なりません(特約が更新されるときは対象になります)。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。